

あなたの町でも

始めませんか 地域猫対策

野良猫の被害を防ぐために!!

1 困りごと
糞 鳴き声
えさやり

役所や保健所に相談

2

3 調査 情報集め

どうすれば
いいの
裏面へ



保健所では野良猫の捕獲駆除や引き取り処分を行いません。

動物の愛護及び管理に関する法律（令和2年6月改正施行）

- 愛護動物を殺し傷つける犯罪
5年以下の懲役又は**500万円**以下の罰金
- 飼い主の暴行や衰弱させるなどの虐待犯罪
- 遺棄犯罪 = 捨て猫
1年以下の懲役又は**100万円**以下の罰金
野良猫をよそに捨てても犯罪です。



犯罪通報 **110番!!**

野良猫の数、減らしませんか？

猫で困っている方、好きな方、町内の皆さん、
役所や保健所も一緒に地域の猫の情報を集め話し合います。

不妊去勢手術をします。

手術済の猫には、子猫をつくらない目印をします。



V字型の耳カット

だれでもできる地域猫対策。

地域の中で・餌やり・片付け・掃除・保護・資金集め・報告等、
皆さまのできる範囲の役割分担を進める、地域環境保全活動です。

猫が迷惑動物？…の印象が薄れます。

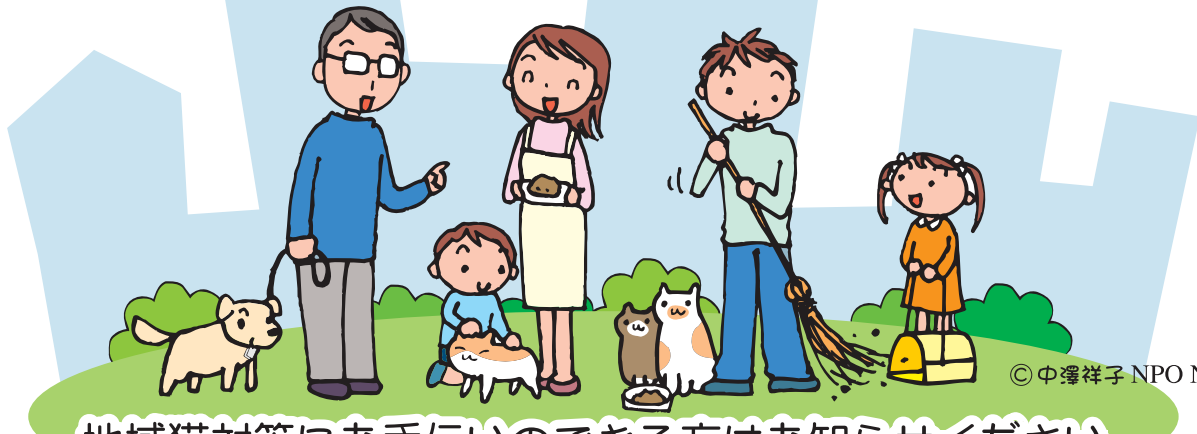
野良猫トラブルが少なくなり、町内のコミュニケーションが豊かになります。

回覧板や掲示板でご案内。

役所や保健所も一緒に町会ぐるみで地域猫対策を行っていることを、町内の皆さまにも
お知らせします。自治会・マンションの管理組合・公園などでも同じ対策が行われます。

猫の飼い主さんへお願いします。

- 不妊去勢手術 ●室内飼育 ●身元の表示 ●適正飼養や終生飼養は飼い主さんの努めです。
- 捨て猫違反や殺傷、弱らせるなどの虐待は、罰則のある犯罪です。



©中澤祥子 NPO Neko-Dasuke

地域猫対策にお手伝いのできる方はお知らせください。